

『自治の基本理念』とは、まちづくりをすすめるうえで、根本となる考えです。

第4条では、本市の自治の基本理念として、次の6つを定めます。

**(1)市民主権**

市民一人ひとりが自治の主体者であることを自覚し、積極的な参画を基本とします。

**(2)人権の尊重**

性別、年齢、出身、地位、障がいの有無などによって差別されることなく、一人ひとりの人権を尊重します。

**(3)情報の共有**

市民、市議会および市の執行機関は、相互に情報を共有していきます。



**(4)より良い環境への配慮**

恵まれた豊かな自然環境と良好な生活環境を守り、次の世代に継承していくため、地域をはじめ地球全体の環境に配慮します。



**(5)子育てを視点とした参画と協働**

子どもたちを安心して育てていける環境を築いていくことを市民共通の課題と捉え、子育ての視点を持ち、参画と協働によるまちづくりに努めます。

**(6)自立した自治体経営**

本市が基礎自治体として将来にわたって信頼されるため、自立した行財政の確立と、自主的かつ自律した経営を進めます。

《基本理念の解説》

**(1)市民主権** は、日本国憲法で保障された国民主権を、自治の基本理念の中で、市民主権として定めるものです。市民は、自分の意志・判断に基づいて行動するという主体性を持ってまちづくりに参画し、自治の担い手として主権者であることを基本理念としています。

**(2)人権の尊重** は、まちづくりをすすめる上で、日本国憲法に保障された基本的人権を尊重し、何人も差別をしない、されることのない自治を目指そうという、人権尊重の基本理念を定めるものです。

**(3)情報の共有** は、市民が自治の主体者として、議会や市の執行機関と同じ情報を共有することを基本として自治をすすめていくことを理念に定めています。この条文によって、議会や市の執行機関の体制が変化しても、情報の共有という、市民が自治をすすめる上で最も必要な権利を基本理念として保障するものです。

**(4)より良い環境への配慮** は、環境保全を基本理念の一つと

して定めるものです。現在の自然環境と良好な生活環境は、過去から未来に変わらず引き継がれるものでなければならず、さらに良い環境を目指す努力とその環境の中で自分たちの自治を行なっていくことこそが重要なことであるとして基本理念に定めています。

**(5)子育てを視点とした参画と協働** は、「子育て支援日本一のまちづくり」を目指す本市において、次世代につながる子育ての視点が、福祉、教育、世代間の連携(高齢者と子どもなど)、環境保全、交通安全、その他の各分野につながり、参画と協働によって自治をすすめることを基本理念として定めています。

**(6)自立した自治体経営** は、地方政府として自らの能力と権限において、自律した経営を行ない、いつの時代においても主体者である市民から信頼される自治体であり続けることを基本理念として定めるものです。

合志市自治基本条例の全体は、庁舎の情報コーナーや市ホームページで見ることができます。お気軽に職員に声をおかけください。

問い合わせ先 企画財政課 政策企画班(合志庁舎) ☎248-1813

「市民が主役、みんなで進めるまちづくりのルール」  
**合志市自治基本条例**

学習シリーズ NO.1

前回の広報4月号では、条例が制定されたことや全体の構成(全7章、33条)をお知らせしました。  
今回は、●**条例での『定義』と『自治の基本理念』**について考えてみましょう。

【合志市自治基本条例の内容】

- 前文
- 第1章 総則
- 第2章 市民の責務及び権利
- 第3章 市議会の役割及び責務
- 第4章 市の執行機関の責務
- 第5章 市政の運営
- 第6章 参画及び協働によるまちづくり
- 第7章 国及び他の地方公共団体等との連携

第3条 定義  
第4条 自治の基本理念



『定義』とは、条例にでてくる用語の中で、共通してでてくる重要な用語を定めたものです。

第3条では、条例での用語の意義を定義として、次のとおり定めます。

**(1)「市民」とは、**

- ア.本市に居住する者
- イ.本市に通勤し、又は通学する者
- ウ.本市で事業を営み、又は活動する者及び法人又は団体をいいます。

**(2)「市の執行機関」とは、**

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

**(3)「まちづくり」とは、**

自らが生活し活動している地域をはじめ、わたしたちが暮らすまちが抱えている課題に対して、様々な視点で解決を図るとともに、将来にわたって、住みよいまちにしていくための活動をいいます。

**(4)「参画」とは、**

本市が抱えるまちづくりに関する案件について、立案から実施及び評価、改善までの各段階における意思決定に、市民が自らの意思で主体的にかかわることをいいます。

**(5)「協働」とは、**

市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれ対等な立場で、お互いの果たすべき役割を認識し合い、地域社会の発展につなげるため、共に補完し、協力し合って取り組むことをいいます。

市民も、議会や市と協力してまちづくりに取り組むんだね!

